

空き家活用のポイント

建物は、人が住まなくなると**老朽化が急速に進みます**。また、空き家は所有しているだけで、**税金や管理費などの費用も発生**しています。使う予定のない空き家は、**早めに活用**を考えましょう。

1 PLAN

売却や賃貸による活用を考えよう

建物として利用可能な空き家を有効に活用するために、売却や賃貸を検討してはいかがでしょうか。



『空き家バンクいわき』0246-84-5341

「いわき市住まい情報センター」では、空き家の売却や賃貸を希望する所有者と、空き家の活用を希望する方のマッチングを行い、空き家の流通促進を図るため、『空き家バンクいわき』を運営しています。



2 PLAN

解体して利活用を考えましょう。

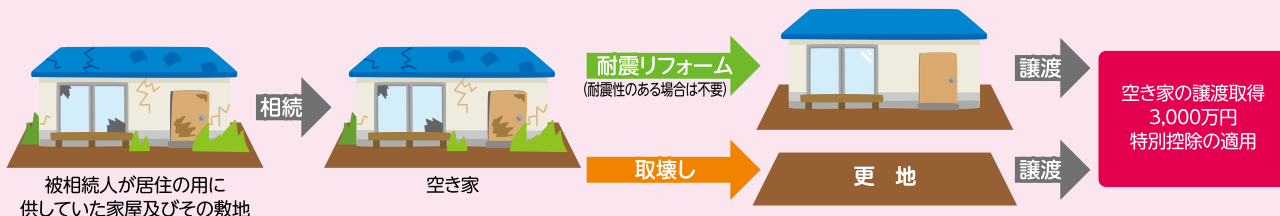
空き家を解体して土地を活かす方法もあります。
跡地を駐車場にするなど、様々な土地活用の可能性があります。



空き家の 譲渡所得の 特別控除

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む)又は家屋を取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡取得から3,000万円が特別控除されます。この特別措置を受ける場合には、市が交付する「被相続人居住用家屋等確認申請書」を確定申告書に添付する必要があります。

(令和2年度現在)



空き家の利活用事例

空き家改修支援事業

空き家を公益的施設等へ改修する際に係る費用について、対象経費の**2/3以内かつ上限500万円**を補助します。

●いわき市役所 住まい政策課 TEL.0246-22-7593



改修前(空き店舗)



改修後(地域コミュニティ施設)